

委託業務特記仕様書（令和8年8月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４ 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第５条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

２ 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第６条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第７条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発

注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第 1 2 条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

簡易動的コーン貫入試験及び簡易地下水調査業務 特記仕様書

1. 業務目的

能登半島地震においては、沢埋め（谷埋め）高盛土を中心に多くの盛土の被災が確認され、道路の交通機能が途絶した区間が多数発生した。

本県では、これらを踏まえ、盛土本体（路面を含む）のすべりや流動による大規模な崩壊（以下、大規模崩壊という）による道路機能の著しい喪失を防止するため、今回被災箇所と類似の盛土箇所について、地山の地形、地下水及び盛土材料の物性・強度などの観点から盛土の性状を確認するための点検を実施する。

2. 点検対象

点検対象は、別添の12か所とする。

3. 調査内容

調査箇所については、雨水や湧水などの状況や道路構造について、状況写真や横断図（ペーパーロケーションレベル）の現地調査を実施済みであり、その調査結果を貸与する。

1) 簡易動的コーン貫入試験

- ・盛土法尻から高さで2m上方付近の法面（ふとんかご、擁壁、補強土壁などの構造物を有する盛土については、これらの構造物の天端から約2m上方の法面）において、Nd値が30を超える深度まで貫入試験を行うこととし、最大2m深まで行う。
- ・同一盛土内で最も低い箇所を基本とするが、盛土形状、元地形、湧水の状況を踏まえて設定する。
- ・周辺地山勾配等を踏まえて盛土内と判断される範囲のNd値から平均Nd値を算出する。
ただし、最終貫入深のNd値は除外

2) 簡易水位調査

- ・サウンディング孔を利用した電極等による簡易な水位観測は、簡易動的コーン貫入試験により生じた径の細い孔に管を挿入した上で、管内に超小型センサー類（水検知のための電極や温度センサーなど）を挿入して観測を行う。
- ・なお、サウンディング孔が試験直後に閉塞し、管等の挿入が困難な場合は近傍で再度試験を行うこととし、それでも閉塞する場合は地下水位が高いと判断してよい。
- ・降雨後、1～2日以内に行うことが望ましい。

4. 調査結果とりまとめ

「令和6年度能登半島地震を踏まえた盛土のり面の点検要領」に基づき、対策工の必要性の有無を判断するとともに、必要な詳細調査の項目数量及び概算調査費をとりまとめる。

5. 業務概要

- (1) 打合せ協議
- (2) 計画準備
- (3) 資料収集整理・現地調査
- (4) 現地簡易調査の実施
 - 1) 簡易動的コーン貫入試験
 - 2) 簡易水位調査
 - 3) 準備・跡片付け
- (5) 簡易現地調査結果とりまとめ
- (6) 報告書作成

6. 業務内容

(1) 打合せ協議

本業務の打合せは業務着手時、中間打合せ（2 回）、成果品納入時を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

(2) 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、実施方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

(3) 資料収集整理・現地調査

対象箇所の調査に必要な資料を収集・整理し、対象箇所を現地調査を行い、現地簡易調査の計画立案や必要な事項を調査・整理する。

(4) 現地簡易調査

3. 調査内容のとおり

- 1) 簡易動的コーン試験
- 2) 簡易水位調査
- 3) 準備・跡片付け

(5) 簡易現地調査結果とりまとめ

4. 簡易現地調査結果とりまとめのとおり

(6) 報告書作成

- ・上記内容について報告書としてとりまとめる。

7. 直接経費

- ・旅費交通費
- ・電子成果品作成費

8. 成果品

- (1) 成果報告書 : 1 部 (A4 版、簡易製本)
- (2) 上記電子データ : 2 部 (正副各 1 部)

9. その他

受注者は、本業務の実施に際し、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・調整等の必要が生じた場合は、その段階で発注者（県）とその対応について協議するものとする。

本特記仕様書に定めのない事項については、発注者（県）と受注者が協議して決定する。

R8吉土 国道318号他 吉・鴨島知恵島他 地質解析業務

1) 点検対象盛土一覧

No.	施設管理番号	路 線 名	住 所	盛土高 (m)
1	No. 2-1	一般国道193号	吉野川市山川町向坂	28. 50
2	No. 2-2	一般国道193号	吉野川市山川町向坂	22. 90
3	No. 4-1	一般国道318号	吉野川市鴨島町知恵島	6. 40
4	No. 6-1	主要地方道志度山川線	吉野川市山川町三島	5. 40
5	No. 7-1	主要地方道鳴門池田線	阿波市阿波町中坪	9. 20
6	No. 13-1	主要地方道石井引田線	板野郡上板町下六条	6. 90
7	No. 13-2	主要地方道石井引田線	名西郡石井町藍畑	8. 20
8	No. 26-1	一般県道宮川内牛島停車場線	阿波市吉野町西条	12. 00
9	No. 26-2	一般県道宮川内牛島停車場線	吉野川市鴨島町牛島	10. 70
10	No. 30-1	一般国道193号	吉野川市美郷宗田	10. 10
11	No. 31-1	一般県道市場学停車場線	阿波市市場町香美	6. 60
12	No. 31-2	一般県道市場学停車場線	吉野川市川島町三ツ島	5. 00